

## 第25回南幌町農業委員会総会議事録

令和4年6月28日（火）午前9時00分より、役場各種委員会室において第25回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者



議長 これより、第25回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。8番 野呂田 委員、  
9番 上野 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第25回南幌町農業委員会総会は、6月28日 本日1日限り  
といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第25回南幌町農業委員会総会  
は、6月28日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。  
令和4年5月31日、第24回農業委員会総会を開催した。  
6月13日、利用調整会議が開催され、関係委員出席した。  
6月15日、令和4年第2回南幌町議会定例会に会長出席した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい  
ますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。

認定年月日は、令和4年6月24日、有効期限が令和9年6月23日までとなっております。

認定番号4の6の1、住所は、南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、144経営体で、うち法人が16法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で537㎡となります。届出をした日ですが、令和4年6月〇〇日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、2件でございます。

初めに1件説明いたします。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で22,062㎡他計2筆ございまして、45,205㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年〇月〇〇日でございます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の1件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案の1件目は提案のとおり承認することに決しました。

2件目につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、上野委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、上野委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で19,131㎡他計2筆ございまして、41,786㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年6月〇〇日でございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の2件目については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております上野委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、上野委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

議長 **日程第7** 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。

買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で22,062㎡他計4筆ございまして、86,991㎡となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第8 議案第3号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画**についてを議題といたします。

この議案について、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申し出があったので、審議願い意見を求める。

令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。

農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でござ

います。農業用施設を建設するための転用となっております。

転用事業計画者でございますが、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、株式会社 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇の内、田で1, 198㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、D型倉庫を建設する計画を立てましたが、既存の宅地内には建設する余地がなく、農用地区域外は、都市計画上の用途地域に指定されており、農業用施設を建設するには困難なため、当地を選定したとなっております。

事業計画につきましては、D型倉庫226.80㎡、作業通路2棟計727.50㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております、資料1 農地転用計画に係る意見書について説明いたします。転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は農業用施設D型倉庫の建設、工事計画の着工は令和4年〇月中日、完了が令和4年〇月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で、1, 198㎡となり、農地法第5条第2項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第5条第2項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合が良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第3号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。  
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

議長 **日程第9** 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。  
令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。  
譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で641㎡となります。申請理由は、譲渡人が、離農することになり、譲渡することにした。譲受人は、所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を

譲り受けし、経営の拡大を図りたく申請した。

別にお配りしております、資料2 農地法第3条調査書により説明いたします。資料2をごらん下さい。第2項第1号は、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり、該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事しているもので、該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は、所有権移転につき該当しない。同項第7号は、山田委員が現地調査を行い、周辺農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があればお願いいたします。

10番 議長 10番

議長 10番 山田委員

10番 この件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等もないものと思われ。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び山田委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんのでこれより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請については提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第10 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

この議題について、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩といたします。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、許可申請があったので可否につき意見を求める。

令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

譲渡人は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、株式会社 響。所在と地番につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で1, 198㎡です。申請理由は、譲渡人が取締役として従事す

る法人に貸している農地の一部を施設用地として法人で取得することとなり譲渡する。

譲受人は、既存の施設では手狭になり、格納庫の建設計画を立てたところ、知人よりD型倉庫を譲り受けることになった。既存の宅地内には余地がないため、既存の施設に隣接して利用上都合の良い、申請地を譲り受け転用するものです。

続きましてお配りしております、資料3 第5条調査書について説明いたします。

1 立地基準の(1)農地区分は農用区域内農地です。

(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地には余地がなく、農用区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するのが困難である。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性は全ての項目について可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性についても全ての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類については、全て添付されております。

以上のことから転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題ないものと考えます。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があればお願いいたします。

5番 議長5番

議長 5番 南委員

5番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現地宅地内に設置する余裕はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び、南委員からの補

足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。  
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

議長 **日程第11** 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和4年6月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、利用権の設定が2件でございます。  
利用権の設定、整理番号4の6の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、札幌市〇〇区〇〇〇

条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で898㎡他計3筆ございまして40,647㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年6月28日までの〇年間となります。

整理番号4の6の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,282㎡他計2筆ございまして、38,687㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年6月28日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第6号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第12** 議案第7号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の



議 長 ご異議なしと認めます。よって、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇、有限会社〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇の15法人については提案のとおり承認することに決しました。

株式会社アシルについては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、青木委員の退席を求めます。

青木委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 株式会社〇〇〇については、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。株式会社〇〇〇については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって株式会社〇〇〇については提案のとおり承認することに決しました。

退席しております青木委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
株式会社 響については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。  
立川委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 株式会社 ○については、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。  
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。株式会社 ○については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって株式会社 ○については、提案のとおり承認することに決しました。  
退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
有限会社〇〇〇〇については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、鍋山委員、高島委員の退席を求めます。  
鍋山委員、高島委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 会長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。  
(南代理)

事務局 有限会社〇〇〇〇については、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(南代理)

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
(南代理) お諮りいたします。有限会社〇〇〇〇については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって有限会社〇〇〇〇については  
(南代理) 提案のとおり承認することに決しました。

退席しております鍋山委員、高島委員が席に着くまでの間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は着席し、南職務代理者は交代して着席する)

---

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。

以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第25回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第25回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時33分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番